

前 文

本会会員（以下、「会員」という）は、本会目標に則り学校生活の向上と個々の自己確立を目指し、その理想実現のために自主的活動と理知的言動をもって実践するように努め、栄誉ある団体の伝統を築いていくよう努力する。

第 1 章 総 則

（名称）

第1条 本団体の名称は「MITAI×INOKASHIRA」（以下、「ミタイ」という）とする

（所在地）

第2条 ミタイの本部は、三鷹市下連雀5-4-1杏林大学井の頭キャンパスに置く

第 2 章 目 的 ・ 目 標

（目的）

第3条 ミタイはオープンキャンパスをはじめとした大学広報の企画・運営を行うことを目的とする。

（方針）

第4条

- （1） 各種広告媒体に学生の意見を反映させることで、高校生など若い世代に杏林大学に親しみを持ってもらう企画を立案・実施する。
- （2） 学生視点のアイデアで、新しい広報活動を検討し、魅力のある大学づくりにつなげる
- （3） 活動を通じ、学生が企画力や情報収集能力を身につけ、さらに多くの人と関わることで所属学生自身の社会性等を磨く機会とする
- （4） 学生の本学への帰属意識を高める
- （5） 活動を通じて学生が企画力や情報収集能力を身につけ、さらに多くの人と関わることで所属学生自身の社会性等を磨く機会とする

（業務）

第5条

- （1） 新規広報企画の立案及び実施
- （2） 既存オープンキャンパスの企画及び運営
- （3） 高校で開催されている進路説明会への参加
- （4） その他学生広報スタッフの運営に関し必要な事項

（目標）

第6条 ミタイの目標は以下3つの項目から図るものとする

- （1） 参加率
オープンキャンパスでミタイ独自のアンケートを行い、オープンキャンパス参加者総数に対し、7割を必達とし、目標を8割とする。
- （2） 出願率
ミタイオープンキャンパス企画の参加者の6割の出願を目標とする。
- （3） 満足度
オープンキャンパスでミタイ独自のアンケートを行い、満足度10割を目標とする。

第7条 2022年度

今年度は学内認知度の向上を目指すために様々な活動を行う。

第 3 章 団 体 概 要

（MITAI×INOKASHIRA）

第8条 大学広報の企画・運営に対し興味を持ち、継続的かつ形動的な活動ができる本学学生は、所定の手続きを経て認められた場合、所属学部・学年に問わず、ミタイに入会し、会員として活動することができる。

（欠席）

第9条 会員で事前連絡の場合は、欠席をする際には3日前までにLINEのノートにコメントを残すことを心がける。当日連絡の場合は運営陣+班リーダーに理由を含め連絡をする。報・連・相を徹底する。

第 4 章 機 関

（運営陣の定義）

第10条 運営陣は、代表、副代表、会計、書記をもって構成する。

（2） 前項の運営陣は、第8条第1項の会員であること。

（3） 代表、副代表、会計及び書記は、相互に兼ねることはできない。

（運営陣の職務）

第11条

- （1） ミタイの運営・総括
- （2） 運営陣会議及び全体ミーティングの議題・資料作成、議事進行、統括
- （3） 原則、毎週水曜日活動前までに会議を行う。

（役員の任期）

第12条

- （1） 運営陣の任期は、11月1日から10月31日までの1年とする。
 - （2） 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- （任期満了又は辞任の場合）

第13条

運営陣は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の運営陣が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

第 5 章 休 部 ・ 退 部

（休部）

第14条

会員として所属しながら活動の休止を行う場合、理由と期間を幹部に説明し休部という形を受理する。

（退部）

第15条

退部において2か月前に運営陣かグループリーダーに報告すること。そのためにも大まかな年間予定表を年度の初めに提示する。

（強制退部）

第16条

会員が次の各号に該当することとなった場合は、運営陣会議の議決を経て強制退部を行うことができる。

- ① 会員との連絡が取れなくなった場合
- ② 2ヶ月以上、活動実績がない場合。ただし、休部届を提出した場合は、この限りではない。
- ③ 会員としてふさわしくないと認められる事実が発覚した場合。

（附則）

1. この規則は、2022年5月18日から改正施行する。

第 6 章 会 計

（経費）

第17条 ミタイの経費は、次の各号の予算によって運営する。

- （1）会費
- （2）各学部杏会助成金
- （3）大学予算

（部費）

第18条

ミタイに所属している期間は年度初めに予算を元に運営陣で決めた額を徴収する。回収できないことがないように会計が管理を行う。

（会計年度）

第19条

ミタイの会計年度は、4月1日から3月31日までとする。ただし、出資者に対し、収支報告が必要な場合は、その時点での出納を報告する。

（会計担当）

第20条

ミタイの中で会計担当を決め業務する。学生支援センターから予算の出納状況の情報開示及び証憑書類の提出要請があった場合、会計担当は速やかに求めに応じなければならない。

（余剰金）

第21条

余剰金の取り扱いについては、次の各号に定める。

- （1）会費は、次年度予算に組み入れる。
- （2）余剰金は次年度への繰越金とする。

第 7 章 活 動 日 ・ 活 動 形 態

（活動日）

第22条

原則として、毎週水曜日18:00～19:30に対面で行う。長期休みや内容によってはオンラインで実施する。

テストや進捗状況を見て休みを調節

第 8 章 規 約 の 改 廃

（規約の変更）

第23条

この規則の改正は会員がこれを発議し、活動日に承認を行い出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

（規約の廃止）

第24条

この規則の廃止は運営陣がこれを発議し、承認を行い総会員の3分の2以上の賛成を必要とする。